平成２８年（フ）第１９号
北海道根室市光洋町４丁目38番地３　光洋団地２号棟506号
債務者　狩谷　長治
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第２２号
北海道根室市平内町４丁目12番地　ＮＫコーポ２号館202号室
債務者　川西はるか
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午前11時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第２４号
北海道根室市花咲港235番地39
債務者　今野　一美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午後２時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第３４５号
静岡市駿河区西島344番地の１　メゾンクレスト105号、旧住所静岡市清水区田町43番地の１　ＭＫハイツ303
債務者　奥村　竜也
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４１号
北海道旭川市緑が丘４条３丁目２番地の１　道住Ｆ棟46号室
債務者　村上　美咲
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４３号
北海道旭川市緑町24丁目2174番地　市住341号
債務者　五十嵐美惠子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６３号
北海道上川郡東川町西町１丁目８番10号
債務者　園田　正樹
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９７号
岡山市北区伊島町１丁目９番35－６号メゾン高崎202号
債務者　瀬川　亜希
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４５号
岡山県赤磐市周匝438番地４
債務者　中田　智明
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９４７号
東京都荒川区南千住８丁目３－３－512
債務者　濱田　　剛
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９５３号
東京都港区白金３丁目６－６－202
債務者　池谷　紀子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９５７号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目８－６－414
債務者　折原こずえ
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９６０号
東京都足立区神明南１丁目９－13　リバーサイドホシノⅣ101
債務者　齋藤　義啓
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９７０号
東京都練馬区中村北３丁目16－17－303
債務者　吉原　　隆
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９７１号
東京都葛飾区新宿１丁目18－８－202
債務者　池上あかね（旧姓粕谷）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部